

第 1 回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会 I 議事録

議題等	平成 26 年度第 1 回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会 I		
日 時	平成 26 年 6 月 27 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分	場所	知立市役所 第 2・3 会議室
出席者 (敬称略)	<p>○参加者</p> <p>衣浦東部保健所</p> <p>刈谷病院医療社会事業課</p> <p>知立市民生・児童委員協議会 (高齢者部会)</p> <p>知立市民生・児童委員協議会 (児童部会)</p> <p>知立市民生・児童委員協議会 (障害者部会)</p> <p>知立市民生・児童委員協議会 (主任児童委員)</p> <p>知立市社会福祉協議会 障がい者相談支援員 I</p> <p>知立市社会福祉協議会 障がい者相談支援員 II</p> <p>社会福祉法人けやきの会 会長</p> <p>社会福祉法人けやきの会 II</p> <p>知立市身体障害者福祉協議会</p> <p>知立市聴覚障害者協会</p> <p>かとれあ福祉ネット</p> <p>知立手をつなぐ育成会</p> <p>知立市保険健康部長寿介護課</p> <p>知立市保険健康部健康増進課</p> <p>○事務局</p> <p>知立市福祉子ども部福祉課課長 福祉企画係長 主査</p>		
1. あいさつ	福祉課長より		
2. 自己紹介			
3. 部会長選任	満場一致で社会福祉法人けやきの会に決定した。		
4. 議題	<p>(1) 知立市障がい者計画・障がい福祉計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より資料に基づき説明 <p>(2) 障害者虐待の防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より資料に基づき説明 ・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止・早期発見体制の整備 ②知立市障がい者虐待防止マニュアルの作成 		

(3) 成年後見制度について

・事務局より資料に基づき説明

・検討事項

①成年後見センターの役割

②成年後見センターの体制

(補足)

・障がい者計画とは、障がい者の福祉施策の方向性を示す計画。

・障がい福祉計画とは、福祉サービスの事業量を示す計画

(質疑応答)

・特になし

5. その他

(事務局)

・次回以降の検討事項について、障がい者虐待の防止体制を先に検討を進めていき、次に成年後見センターについて議論をしていきたい。

・障がい者虐待については、平成26年度より福祉課内部で虐待体制を構築。知立市社会福祉協議会障がい者相談員と知立市福祉課長、福祉企画係長、主査をコアメンバーとし虐待通報に対応した。

(知立市聴覚障害者協会)

・高齢者虐待のケースで、80歳代の一人暮らしの聴覚障害者で、家の中はごみ屋敷となっていた。家族の理解がないため聴覚障害者協会と手話サークルのボランティアで掃除をした。何か解決策はないか。

(長寿介護課)

・介護保険制度において対応できるケースであれば対応したい。

(知立手をつなぐ育成会)

・障がい者より養護者による虐待の申出があった場合に、本人の申出がどういう状況なのか判断が非常に難しい。このケースは、家族の理解がない場合、非常に危機的な状況であると思います。マニュアル作成時には、障がい者の発言等の対応をどうするのかについてぜひ検討してほしい。

(障がい者相談支援員Ⅱ)

・今回のケースは包括ケア会議で議論しており、この場での議論は控えたい。

(会長(けやきの会))

・虐待とは何かを知ってもらうことが重要である。悪意のない虐待が知的障がい者の場合には少なからずある。そこについては、家族を含め市民の方に知っていただく必要がある。総合的な支援の窓口が社会福祉協議会だけでなくけやきでもできるようになりました。

(民生・児童委員(高齢者部会))

・現時点では早期発見等のシステムはどうなっているのか確認したい。虐待防止のマニュアルはまったく存在しないのか。近隣市なども同じような状況か。

(かとれあ福祉ネット)

・ 10年前に虐待ネットワークは立ち上げたと聞いている。

(事務局)

・ 児童虐待ネットワークについては10年前に策定した。

・ 障がい者の虐待ネットワークについては策定されていない。

・ 障がい者については平成24年度に法律が施行され、近隣市においては策定されているところも多いと思う。

・ 障がい者虐待防止センターは福祉課内に設置している。夜間受付体制は宿直室より職員に連絡が入り対応することとなっている。

(会長 (けやきの会))

・ 障害者虐待防止法が児童・高齢者より遅れて施行されたため整備が遅れている。

(知立手をつなぐ育成会)

・ 障がい者が児童に声をかけただけで不審者となった。「誤解をされる障がい者」として、親としては非常に悲しい思いをした。不審者の確認等はどのようにしているのか安城警察署の方にもお聞きしたかった。

(民生・児童委員 (児童部会))

・ 地域の見守りのおじさんも不審者と間違われた。その後ベストを着用するようになった。

(知立手をつなぐ育成会)

・ 障がい者を理解、守ってもらえるようなものを作ってほしい。

(会長 (けやきの会))

・ 障がい者とは、広い意味では言葉の通じない外国人等も含まれると思われる。

(かとれあ福祉ネット)

・ 保護者としては、成年後見センターの検討に重きを置いてほしい。かとれあ福祉ネットでは10月15日(水)に成年後見制度についての講演会を開催する。

(事務局)

・ 成年後見センターについては、研修会や視察を実施しながら検討を進めたい。日程等が決まりましたら改めて通知する。また、研修会や視察は通常の会議とは別に実施する予定である。今後の開催については、偶数月の最終金曜日を開催予定日としたい。

次回開催予定

8月29日(金) 午前10時から 市役所3階第2・3会議室にて開催予定。

日程が決まり次第通知する。

以上

第2回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅰ議事録

議題等	平成26年度第2回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅰ		
日 時	平成26年8月29日（金）	場所	知立市役所
	午前10時00分～午前11時45分		第2・3会議室
出席者 （敬称略）	<p>○参加者</p> <p>（会長）社会福祉法人けやきの会 刈谷病院医療社会事業課 愛知県警安城警察署生活安全課</p> <p>知立市民生・児童委員協議会（高齢者部会） 知立市民生・児童委員協議会（児童部会） 知立市民生・児童委員協議会（障害者部会） 知立市民生・児童委員協議会（主任児童委員）</p> <p>知立市社会福祉協議会 障害者相談支援員Ⅰ 知立市社会福祉協議会 障害者相談支援員Ⅱ 社会福祉法人けやきの会 Ⅱ 知立市身体障害者福祉協議会 知立市聴覚障害者協会 かとれあ福祉ネット 知立手をつなぐ育成会</p> <p>○事務局 福祉課課長 福祉企画係長 主査</p>		

1. あいさつ

福祉課長より

2. 障がい者虐待の具体例について

- ・事務局より「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成24年12月）」より抜粋した資料に基づき説明。
- ・チェックリストに挙げられているサインを見逃さないことが重要。
- ・事業所や家庭等で、介護をしていく中で身体拘束等やむを得ず行ってしまったことがあるかもしれないが、その行為が虐待になることを知り、支援の仕方を変えるなどの意識が必要。

3. 議題

（1）障がい者の虐待防止体制について

ア. 虐待防止センターの体制

A. 通報の受付体制について

- ・事務局より別添資料に基づき説明

平日午前8時30分から午後5時15分までは福祉課福祉企画係が受付

市役所閉庁日及び夜間（午後5時15分から翌午前8時30分）までは宿直室嘱託員

が受付→宿直室より福祉企画係虐待防止担当へ連絡が入る。

(民生・児童委員(高齢者部会))

・障がい者虐待防止センターについて説明してください。

(事務局)

・障がい者虐待防止センターは知立市役所福祉課内に設置されています。相談・通報の受付をします。

(民生・児童委員(高齢者部会))

・メンバー構成は。

(事務局)

・現在は、ここにいる福祉課長、福祉企画係長、担当で対応している。

(知立市聴覚障害者協会)

・FAXはありますか。

・現在福祉課にFAXはありますが、虐待専用FAXがあるといいと思います。

(事務局)

・それは、虐待専用であることで通報しやすくなるということですか。

(知立市聴覚障害者協会)

・はい。そのとおりです。

(会長(けやきの会))

・福祉課のメールは使えませんか。

(事務局)

・福祉課のメールを使った場合は、福祉課職員しか確認できないため、たとえば土日メールを受信したとして確認は翌月曜日の8時30分以降になってしまいます。

(知立手をつなぐ育成会)

・虐待を発見した場合に、虐待防止センターに通報するのですが、虐待防止センターのことについてはどのような方法で市民に周知するのですか。

(事務局)

・設置当初は広報に掲載したが、十分周知されていない。周知方法について次回の議題として、この場で意見をいただき検討していきたい。

(知立手をつなぐ育成会)

・警察や児童相談センターへの通報については一般の方も思い浮かぶ。虐待を防止する場合には、近隣の方の通報等が重要と思われる。周知をしっかりと、通報する方が通報しやすくすることが重要である。

(事務局)

・通報する方の情報は守秘義務により守られます。その点も皆さんに知ってもらいたい。次の議題のネットワークの構築にもつながるが、ネットワーク関係者に通報が入れば市に通報につながるようなネットワークとしたい。

(民生・児童委員(高齢者部会))

・通報は実際あるのか。実際の数を知りたい。

(事務局)

・平成 25 年度 3 件の相談・通報があり、1 件を虐待と認定した。平成 24 年 10 月の法施行後件数は周知等により伸びています。

B. 初動体制について

・緊急性の判断、対応方針、職員の役割分担等を組織的に決定。
・コアメンバーについては、現在、福祉課長、福祉企画係長、福祉企画係虐待防止担当職員、通報受付職員、指定特定相談支援事業者としている。迅速な対応が必要なため、初動体制についてはあまり大人数にせず対応している。

(刈谷病院医療社会事業課)

・夜間等の緊急性の判断はどのようにしていますか。

(事務局)

・緊急性の判断は非常に重要なため、夜間休日問わずコアメンバーは集まって対応します。やむを得ず、福祉課長が集まれない場合は福祉企画係長から福祉課長へ連絡を取ります。福祉課長への報告、協議の上、組織として対応していきます。また、児童虐待においては 48 時間以内に事実確認をすることを目安としており、障がい者虐待についても同様の扱いとしています。

(会長 (けやきの会))

・現行の体制での問題点を解決すればよいのか

(事務局)

・次回、素案を提出させていただきます。

イ. ネットワークの構築

・事務局より別添資料に基づき説明。
・初動後の対応についてはケースごとにネットワーク内外の関係機関と個別に対応。
・児童は「要保護児童対策ネットワーク協議会」が設置されている。障がい者、高齢者、DVには協議会等はない。
・障がい者、児童、高齢者、DVをまとめて開催できないか各課と調整を図りたい。

(知立手をつなぐ育成会)

・虐待ネットワークを作る前の段階として、虐待をさせない具体的な方法を検討する必要がある。例えば、事業所に抜き打ちで検査に入るなども必要だと思います。

(事務局)

・虐待防止については、市民を含め周知が必要と考えています。虐待防止ネットワークにより、関係者に周知され、またそこからそれぞれのネットワークで共有され周知されていくようにしたいと思います。事業所を回り周知するなど、周知方法等については次回以降の議題としたい。

(民生・児童委員 (高齢者部会))

・民生児童委員は 108 名おり、高齢者のひとり住まいの方、高齢者世帯の方については訪問をしているので情報を持っている。障がい者については持っていない。児童等につ

いては小学校、中学校より個別の情報共有がある。民生児童委員としては、個人のプライバシーにどこまで入っていったらいいかが難しい。虐待になってしまう前に家庭に入れればいいのだがなかなかできない。民生・児童委員の役割としてはどこまですべきかを教えてほしい。

(会長 (けやきの会))

・それぞれの立場で、受け取り方も様々であると思います。自由に発言してもらいたい。障がい者相談支援員はいかがですか。

(障がい者相談支援員Ⅱ)

・一般市民から情報があった場合にどのような判断をするのか。その判断がネットワークの目的である。民生・児童委員が個々で対応するのではなく、ネットワークの中で対応していくことが重要である。そのための組織を早急に作る必要があると思う。

(会長 (けやきの会))

・事業所としては、本人の状況を把握することは本人だけを見るのが基本のため、相談がなければ家族の実態がわからない。プライバシーの問題が絡んでくるので、地域づくり、街づくりの中で情報が入ることが重要である。

(事務局)

・虐待の判断は市役所がすると思っていただいてよい。通報に関しては疑いがあったときには通報してほしい。

(会長 (けやきの会))

・虐待防止においては行政が判断する。市民は通報する義務があるということです。ネットワークについてその他に意見はありますか。

(障がい者相談支援員Ⅰ)

・障がい者虐待防止法は、虐待が起きないようにどうすべきかに主眼が置いてあります。横のつながりを機能させ、情報が集約できるようにする。街づくりという意見がありましたが、隣近所で発生した問題について、いかに相談できるかが重要となる。社会福祉協議会で実施している貸付業務において、民生・児童委員に協力を仰ぐケースがあるが、民生・児童委員を知らない方が多くいる。風通しのいい街、隣の人とのSOSに気づく街になればいいと思います。気軽に声掛けができる街になるといい。

(民生・児童委員 (児童部会))

・障がい者の方については情報がない。災害時要援護者の名簿を作成した2年前に初めて情報が来た。制度ができ、障がい者については、今始まったんだなと実感しています。

(会長 (けやきの会))

・私どもの事業所の利用者で、民生・児童委員の方が訪問してくれたと喜んでいらっしゃる方もいました。

(事務局)

・災害時要援護者について、補足説明させていただきます。平成26年4月に災害対策基本法が改正され名称が災害時要援護者から避難行動要支援者に変更になりました。市は避難行動要支援者名簿を作成することとされました。知立市では2年前に災害時要援護者名簿を作成しました。なお、障がいをお持ちであることを隠していらっしゃる方や家族、または家族にも障がいをお持ちであることを隠しているケースもあります。その

ため、障がい者の登録に関しては、福祉課より制度案内の通知を送付し、登録の希望があり、民生・児童委員の説明を希望する方に民生・児童委員に自宅を訪問していただき、同意書を提出してもらいました。今回の改正により民生・児童委員が同意書を受け付けることはできないこととなってしまったので、現在、登録方法ほかについて協議をしています。

(民生・児童委員(障害部会))

・災害時要援護者については、今後どのようになるのですか。

(事務局)

・災害時要援護者については、他の部会にて検討しています。手上げ方式での対応になるかと思われます。

(かとれあ福祉ネット)

・災害時要援護者については、精神障がい者は入っていませんでしたよね。

(民生・児童委員(障害部会))

・精神障がい者は入っていません。

(事務局)

・前は、迅速な避難の困難な方が対象でした。今回からはもっと広い範囲の方が対象となる予定です。

(知立手をつなぐ育成会)

・名簿登録についてはどのようになるのですか。

(事務局)

・以前は、対象者に郵送をし、希望者のみ民生・児童委員に家庭訪問してもらい、同意書をいただきました。

(知立手をつなぐ育成会)

・申請の際、支援者の欄がありませんでしたか。

(事務局)

・支援者の欄については近所の方になってもらうことになります。登録が重要なので地域支援者がなくても受付しました。地域支援者の欄については、別の部会で検討します。

(知立手をつなぐ育成会)

・ぜひ、地域支援者の欄については記入を必要としないでいただきたい。

(民生・児童委員(障害部会))

・牛田町は災害時要援護者については、町内会で開示しています。地域支援者にも知らせています。

(民生・児童委員(児童部会))

・上重原町は災害時要援護者の氏名は開示していないが、地図に場所がわかるようにしています。

(知立市聴覚障害者協会)

・ネットワークを構築し、そのネットワークで問題を話し合うということによかったですか。

(事務局)

・実際の個別ケースについては、ネットワーク内外の関係者を集め個別に協議します。

4. その他

- ・今後の開催予定

第3回 平成26年10月31日(金) 午前10時 市役所3階第2・3会議室

第4回 平成27年 1月30日(金) 午後 2時 市役所3階第2・3会議室

(知立市聴覚障害者協会)

- ・テーマが変わってしまい、頭の中を整理するのが大変であった。

※【第1回議事録】の記載内容の変更について

第1回議事録中3ページ目のかとれあ福祉ネットの発言の中で、『かとれあ福祉ネットでは10月15日(水)に成年後見制度についての講演会を開催する。』とありますが、かとれあ福祉ネットより「10月29日(水)に日程が変更になりました。」と報告を受けました。

以上

第3回知立市障がい者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅰ 議事録

議題等	平成26年度第3回知立市障がい者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅰ		
日 時	平成26年10月31日（金）	場所	知立市役所
	午前10時00分～午前11時45分		第2・3会議室
出席者 （敬称略）	<p>○参加者</p> <p>（会長）社会福祉法人けやきの会 衣浦東部保健所 刈谷病院医療社会事業課 刈谷病院医療社会事業課 愛知県警安城警察署生活安全課 知立市民生・児童委員協議会（高齢者部会） 知立市民生・児童委員協議会（障害者部会） 知立市民生・児童委員協議会（主任児童委員） 知立市社会福祉協議会 障害者相談支援員Ⅱ 社会福祉法人けやきの会 Ⅰ 知立市身体障害者福祉協議会 知立市聴覚障害者協会 知立手をつなぐ育成会 知立市保険健康部長寿介護課 知立市保険健康部健康増進課</p> <p>○事務局 福祉課課長 福祉企画係長 主査</p>		
<p>1. あいさつ 会長より</p> <p>2. 議題</p> <p>（1）虐待防止センターの初動体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より別添の初動体制図（案）により説明。 ・夜間・休日の通報・届出については、宿直室により受付の後知立市障がい者虐待防止センターに連絡が入り平日同様の流れとなる。 <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者の生命に危険が生じる状況のときは、まず警察に連絡し、障がい者の安全を確保してください」と喚起したいが、安城警察署としては問題ないか。 ・本日出席いただいている安城警察署生活安全課は人事異動により10月より赴任された。ご挨拶をお願いしたい。 <p>（安城警察署生活安全課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月に少年課より異動。 ・これまでも、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待等の連絡の50%近くは警察で認 			

知している。速やかに市役所へ通報するシステムは出来上がっている。初動体制図の通報・届出のところに警察からの通報を追加していただきたい。

- ・市の立入調査の場合も、援助要請があれば同行し援助はできる。

(会長 (けやきの会))

- ・心強い意見をいただいた。それでは事務局案で進めていくということによろしいですか。(他の意見なし)

(2) ネットワークの構築について

- ・事務局より、「連携会議の開催等については検討及び調整中であり、具体案の提示が可能になり次第提示させていただく」旨説明。

(会長 (けやきの会))

- ・ネットワークの構築については、引き続き事務局にて検討及び調整をお願いします。
- ・事例を踏まえた意見等がありましたらお願いします。

(衣浦東部保健所)

- ・衣浦東部保健所においては、親が精神疾患を抱えていて、子どもに虐待を加えるケースが多いです。また、障がい者と高齢者の世帯で障がい者が高齢者に虐待を加えるケースもある。保健所は虐待の通報を受けるところではないため、相談等があれば市役所や児童相談センターに連絡し連携しています。

(会長 (けやきの会))

- ・FAXによる通報等についてご意見等ありますか。

(知立市聴覚障害者協会)

- ・体制については理解できました。
- ・コアメンバーかケース会議かどちらになるのかわかりませんが手話通訳をつけていただけるとありがたいです。

(事務局)

- ・コアメンバーは福祉課長をはじめ福祉課職員と、知立市障がい者相談支援センター又は相談支援センターけやきの相談支援専門員により緊急性を判断するところです。コアメンバーには手話通訳者は入りません。

- ・ケース会議等で手話通訳者が必要な場面では参加していただきます。

- ・FAXによる通報についても、生命に危険が生じるような緊急を要する場合は、まず警察に通報するという方法で対応していただきたい。

(安城警察署生活安全課)

- ・緊急性のある事案であれば110番してもらえれば、速やかに出動することはできる。
- ・緊急に保護が必要なケースなど、関係機関に引き継ぐ必要があるので、速やかに関係者が現場に集まれる体制を作ってほしい。

(事務局)

- ・警察からの通報については、夜間・休日等は宿直室に通報が入り、知立市障がい者虐待防止センターに連絡が入る流れになる。警察より通報いただくことにより初動体制に入ることとなる。

(会長 (けやきの会))

・コアメンバーについては地域の障がい者相談支援専門員を含めた専門性のある者とする。ケース会議については様々な障がいに対応する。聴覚障がい者が対象の場合、手話通訳者も含める。

(3) 虐待を未然に防ぐための取り組みについて

ア. 市民などへの障がい者虐待に関する周知

- ・3市のリーフレットを参考に配布。
- ・前回、市民等への周知が重要であるとの意見があった。
- ・リーフレットや広報以外に有効と思われる周知方法があれば意見をいただきたい。
- ・周知方法についてその他意見があればいただきたい。

(知立市聴覚障害者協会)

・障がい者虐待防止について、出前講座や市民講座のようなものはありますか。

(事務局)

・市の職員や事業所職員向けの研修等では、専門的に指導を受けた方が講師をしている。一度確認します。

(会長 (けやきの会))

・市民講座を開催し、周知を図るということですね。

(知立手をつなぐ育成会)

・参考資料の中に、障がい者からのサインの中に“自傷行為がある”という記載がある。自傷行為をしてしまうという障がいのある方もみえる。それを虐待と間違われることは家族としてつらいところである。

・病院では、あざや傷が見つかった場合どのように虐待であるかどうかの判断をしていますか。

(刈谷病院医療社会事業課)

・刈谷病院を受診される方には、自傷行為のある方も多い。家族や環境など背景をしっかり聞き取り、協議の上虐待と判断している。

(知立手をつなぐ育成会)

・障がい者の家族等を一番よく知っている障がい者相談支援専門員がコアメンバーに関わることが重要である。市役所と障がい者相談支援専門員の連携が重要である。家族等の背景を確認したうえでの判断が必要であると感じる。

(けやきの会Ⅱ)

・通報すればすぐ虐待というわけではない。
・対象者がどういった方であるかを通報者にフィードバックし理解をしてもらってはどうか。

(事務局)

・通報者へのフィードバックはすることはできない。
・通報者も名乗っても名乗らなくても良く、またどちらにしてもフィードバックはできない。

- ・虐待の通報があったことを知らせずに事実確認をすることもある。
- ・誰が悪いとかではなく、障害福祉サービス等につなげるなどして、状況を改善することを目的としたい。

(知立手をつなぐ育成会)

- ・前回までの話を会に持ち帰って会員同士意見交換をしたが、「うちの子は切り傷などが多く、虐待と間違われてしまうのでは」という心配の声が多かった。どう答えていいか回答に迷ったが、家族のことを事前に地域に知ってもらい、障がいについて知ってもらうことも必要であることを会に持ち帰って伝えていきたい。

(会長 (けやきの会))

- ・添付資料の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の第五条に「国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深める・・・」とある。障がいに関する理解も進んでいかなければならない。

(けやきの会Ⅱ)

- ・リーフレット等については、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待をまとめたものを作成し、周知してはどうか。障がいだけでなく、広く「虐待」を周知してほしい。

(会長 (けやきの会))

- ・リーフレット等を市役所窓口等に設置するだけでなく、地域に密接に関わってみえる民生・児童委員からも周知していただく方法などはないですか。

(民生・児童委員 (障がい者部会))

- ・高齢者世帯などは家庭訪問することもあるが、障がい者についてはそのようなことはない。

(知立手をつなぐ育成会)

- ・児童虐待、高齢者虐待については通報窓口が違うのか。

(事務局)

- ・高齢者虐待は市です。児童虐待は児童相談センターです。

(衣浦東部保健所)

- ・児童も市が通報受付の主体です。

(会長 (けやきの会))

- ・問題を抱えている住民を回られているのですか？

(民生・児童委員 (障がい者部会))

- ・民生・児童委員は担当する地区が決まっており、限られたエリアでしかわからない。

(会長 (けやきの会))

- ・町内会の回覧板や民生・児童委員による周知が重要と考える。それにはわかりやすいものが必要であり、障がいについても周知できるものとしたい。

(民生・児童委員 (障高齢者部会))

- ・民生委員は知立市内108名でそれぞれエリアが決まっている。エリアの中の高齢者情報は持っている。

- ・障がいについてはリストを持っていない。

- ・地域の中で民生委員が巡回等の中で虐待があることがわかれば市役所に通報することは可能である。

- ・ 民生・児童委員が障がい者を把握することは非常に難しい。
- ・ 障がい者虐待について、民生・児童委員に情報を知らせ、通報方法を伝え、虐待を発見した場合は市役所に通報することは可能である。

- ・ 民生・児童委員の月1回の定例会で、担当職員より説明いただければ知識を得ることができる。

(会長 (けやきの会))

- ・ 市民に広く周知する方法はいかがですか。

(事務局)

- ・ 広報は全戸配布なので全市民に見てもらえる状況を整えることはできるが、しっかりと周知できるとは限らない。

- ・ 市民講座 (出前講座) も考えられる。

- ・ 情報を得た方の口コミによる周知も期待したい。

(会長 (けやきの会))

- ・ 民生・児童委員の方も今回の会議について他の民生委員に報告してもらえると良い。

(民生・児童委員 (障高齢者部会))

- ・ 役員会と事務局と調整を図りながら検討していきたい。

- ・ 知立手をつなぐ育成会の発言により気になった点がある。障がい者が周りの方から迷惑がられていると感じるようなことはありますか。

(知立手をつなぐ育成会)

- ・ 障がいについての理解を深めてもらうことは重要であると感じる。家族として心配していることは誤解されたくないということである。例えば、多動性障がいの児童などは突然走り出したりし危険なため親が羽交い絞めをしながら移動する事もある。大きくなってくると引きずるようにして事業所などへ連れて行くこともある。そういった際に誤解されないよう、市役所で発行されている介護者マークを首に掛けている。

- ・ 但し、今日話を聞いているうちにこれからは誤解されてでも知ってもらえることが重要なのではないかと思った。

- ・ かとれあ福祉ネットとの会話の中で、本人はほっといてくれというとのことであった。知られたくないということが病気の症状としてあることを実感した。

- ・ 疑問を投げかけてもらえるのは見届けてくれていることであり、分かり合える一歩なのかと思った。

(民生・児童委員 (障高齢者部会))

- ・ 周知は重要であるが資料と説明については注意しながら進めることが重要である。

(知立手をつなぐ育成会)

- ・ 児童虐待防止や高齢者虐待防止のリーフレットはないですか。虐待からはみんな守らなければならない。

- ・ 障がい者は虐待されていたのかなあと気づく。

- ・ 児童虐待と高齢者虐待の違いがわかるといい。

(長寿介護課)

- ・ 地域包括支援センターのリーフレットに一部虐待について触れているものがある。

- ・ 介護保険サービスを利用することにより救われる家族がある。

- ・リーフレットについては障がい者虐待、高齢者虐待を連携して作っていきたい。
(知立市身体障害者福祉協議会)
- ・私自身障がいがありますが、障がい者にはさらし者にはなりたくないという気持ちがあると思う。
- ・連絡先をしっかりと明記したほうが良い。
(会長 (けやきの会))
- ・通報先、連絡先をしっかりと明記する。
(事務局)
- ・皆さんの意見を極力反映したリーフレットを作成したい。素案が出来上がった時点で部会において確認していただくこととする。

イ. 事業所等への周知

- (事務局)
- ・作成したリーフレットを持って事業所を訪問する。
- ・事業所の方を対象にした虐待防止研修等を開催したい。
- ・他の周知方法や、事業所以外の周知など意見がありましたらお願いします。
(けやきの会Ⅱ)
- ・平成25年度に開催された愛知県の研修にけやきの会の職員を派遣し、その受講内容を職員及びパートに説明する機会を設けた。
- ・インフルエンザなどの予防接種の際に腕を押さえることも虐待に当たるとのことで、保護者に説明し了承を得た上で対応している。
- ・職員の意識作りが重要であると思う。
(会長 (けやきの会))
- ・事業所であれば、県の研修がある。市民講座もいい方法と思われる。
- ・学校関係についても必要と思われる。
(知立市障がい者相談支援員Ⅰ)
- ・福祉と教育の連携がとれていなかったため、ケース会議等で積極的に連携を図るようにしている。
- ・学校支援学級部会でも虐待について伝えるといいのでは。
(けやきの会Ⅱ)
- ・学校からの通報についてはどのように対応しますか。
(事務局)
- ・学校の先生による虐待は対象外である。
(知立手をつなぐ育成会)
- ・学校支援学級部会のお話を聞くと、教師の障がい福祉サービスの理解は非常に低く、障がい者虐待に関する知識もないと思われる。
(会長 (けやきの会))
- ・一番重要なのは通報の手順とその対応方法である。その後は障がい福祉サービスや介護保険サービスを利用し家庭の安定を図ることとなる。
(民生・児童委員 (障高齢者部会))

・資料中に障がいの表記がひらがなの所と漢字の所があるがどちらか。

(事務局)

・法律等で規定されているものは漢字である。それ以外はひらがなで表記している。今回の資料はチェックがもれており、申し訳ありませんでした。

・研修は県で実施しているため、事業所を集めた意見交換会を実施することも検討したい。

3. その他

・今後の開催予定

第4回 平成27年 1月30日(金) 午後 2時 市役所3階第2・3会議室

第5回 平成27年 3月20日(金) 午前10時 市役所3階第2・3会議室

以上

※会議にて配布した次第の「4. その他」は「3. その他」の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。

第4回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅰ議事録

議題等	平成26年度第4回知立市障害者地域自立支援協議会生活関連部会Ⅰ		
日 時	平成27年1月30日(金) 午後2時00分～午後3時30分	場所	知立市役所第 2・3会議室
出席者 (敬称略)	○参加者 (会長) 社会福祉法人けやきの会 衣浦東部保健所 刈谷病院医療社会事業課 知立市民生・児童委員協議会(高齢者部会) 知立市民生・児童委員協議会(障害者部会) 知立市民生・児童委員協議会(主任児童委員) 知立市社会福祉協議会 障害者相談支援員Ⅰ 知立市社会福祉協議会 障害者相談支援員Ⅱ 社会福祉法人けやきの会 Ⅱ 知立市身体障害者福祉協議会 知立市聴覚障害者協会 知立手をつなぐ育成会 知立市保険健康部長寿介護課 ○事務局 福祉課課長 福祉企画係長 主査		

1. あいさつ

2. 議 題

(1) 成年後見制度について

・事務局より説明する。

P.2

認知症や障がいなどで判断ができなくなった方の手助けをする制度です。

法定後見制度と任意後見制度2種類がある。

判断能力により「後見」「保佐」「補助」の3つがある。

申立てできる人は、本人・配偶者・4親等内の親族です。

後見人は、家庭裁判所審判により選任される。

後見人がつきますと本人の権利を代理することになります。

弁護士・行政書士などには、代金が発生します。

P.3

法人についても後見人になることがある。

P.4

成年後見人の役割は、法律行為に関するものに限られます。医療・介護・福祉の部分については成年後見人等の職務ではない。

任意後見制度は、本人の判断力が充分あるうちに、公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

将来型、移行型、速攻型の3種類がある。親族が後見人になるときは将来型が多い。
弁護士や行政書士の専門職の場合は、移行型が多い。

成年後見制度と任意後見制度の優劣は、任意後見制度が優先されます。

(会長(けやきの会))

質問等がありますか？

後見制度を知ってもらうための説明でした。

(会長(けやきの会))

かとれあの鈴木さんからマンガで見る成年後見制度がくばられました。

(かとれあ福祉ネット)

品川で10年前につくられたものです。

家族会としては、終焉(葬式)までやっていただけるので、そのようにしてもらえると
いいと思い提示させていただきました。

(知立市聴覚障害者協会)

成年後見制度のなかで、痴呆や知的障害者や精神障害者は対象となりますが、身体障害
者は対象となりますか？

(事務局)

身体障害者の方は、代理契約になります。

(知立市聴覚障害者協会)

聞こえない方で判断できない場合は、この制度が使えますか。

(障がい者相談支援員Ⅱ)

判断能力の有無は、医師の診断書で判定します。

(事務局)

精神状態の鑑定をして該当になるか医師の診断書が必要になります。

(会長(けやきの会))

専門の鑑定がはいるので、診断書とは違うと思います。

(民生・児童委員(障がい者部会))

裁判所に申請して、裁判所からの指定医療機関にいくよう指導があります。

(かとれあ福祉ネット)

任意後見人の場合には、係りつけの医師の診断書が必要であると聞いています。

(事務局)

任意後見制度の場合には、任意後見監督人の契約が発行された場合に任意後見制度が認
められるので、医師の診断書は必要なくなる。

任意後見制度においては、判断能力がある時点である。

成年後見制度は、法定と任意があります。

任意は、判断能力がある時点で契約をし、裁判所の届出しておきます。

契約をした方が、契約者の判断能力がないときに家庭裁判所に申立てをします。

法定の場合には、判断能力がないことを確認するため、診断書を書いてもらいます。

裁判所が診断書の内容が不十分であるときは、再度指定医療機関にて診断を命令します。

法定後見人(判断能力がない場合)の取扱をこの部会で検討していただくことになりま
す。

(事務局)

みなさんが関心の高いことが確認できました。
障がい者の方、高齢者の方が対象となります。

(2) 成年後見センター概要について

事務局より説明する。

(事務局)

平成26年6月議会で平成28年4月に成年後見センターを開設する予定です。

市では、知立市成年後見制度利用実施要綱と知立市包括支援センター利用実施要綱があります。

現状では、この2つしかありません。

専用の窓口となるセンターを設置したほうがよいので、設置をめざしていきます。

① 相談事業

一般相談

電話相談

専門相談

巡回相談

関係機関からの相談

② 法人後見事業

収入がない方に対して、成年後見センターをつくっているところが法人となります。

法人が後見人になるメリットとしては、複数人の職員が対応することが出きる点、と破産することがない限りは、後見人がかわることはありません。

③ 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度の支援者の養成講座の開催

市民後見人養成の段階的な養成講座や研修の開催

などです。

(会長(けやきの会))

皆さん成年後見センターについてどのような思いでしょうか？

(民生・児童委員(高齢者部会))

成年後見制度についての相談状況はどうですか？

(事務局)

市が関わったのは、過去に障がい者の方で、成年後見制度をあつかったケースがあります。

福祉課では、相談がありません。

(民生・児童委員(高齢者部会))

相続が発生する場合に、保佐人をもうけて話をすすめるケースを聞きました。

成年後見センターは、今後相続が発生する場合の窓口になるのですか？

(事務局)

財産がある場合には、弁護士をすすめることとなります。

別紙「他市の設置状況」をみてください。利用者数はそんなに多くない。

財産がある方は、弁護士、司法書士をすすめている。

センターが扱うケースは、収入等がない方（低所得者）が対象となります。

（かとれあ福祉ネット）

成年後見制度が知られていないと思います。

成年後見の啓発が重要であると考えます。

概要のなかの③成年後見人制度の普及啓発が重要であると思います。

長寿介護課はどのような温度ですか？

（長寿介護課）

長寿介護課は、包括支援センターに事業を委託していますので、包括支援センターが活動しています。

高齢者においては、身元保証や日常生活支援などを実施しています。

（民生・児童委員（高齢者部会））

民生・児童委員の高齢者部会の平成 27 年度のテーマは「認知症」と「成年後見制度」です。

包括支援センターを招いて、民生・児童委員の研修会を実施する予定です。

（会長（けやきの会））

イメージがわからないと思っていましたが、よくわかりましたので感動しました。

（民生・児童委員（障がい者部会））

成年後見制度を利用したとき、当初は 2 年ごとに通帳管理の確認をしていたが、5 年ごとになった。

死亡したときには、相続は遺族間でうまくやってねと言われた程度であったのがっかりした。

（かとれあ福祉ネット）

品川では、安心 3 点セットとして、葬儀まで実施していました。

それが非常によかった。

（事務局）

品川での安心 3 点セットについては、④その他の部分の事業となります。

（知立手をつなぐ育成会）

障がい福祉計画において、法人後見センターについて明記されていますが、詳しく説明してください。

（事務局）

知立市が平成 28 年 4 月に成年後見センターに支出できる予算額は、800 万円です。

刈谷市が平成 27 年 4 月に成年後見センターを開設しますが、1,500 万円です。

西尾市が平成 27 年 4 月に成年後見センターを開設しますが、800 万円程度です。

高浜市は平成 26 年 10 月に権利擁護センターを開設しましたが、1,100 万円程度です。

今後、3 年から 5 年後において、碧海 5 市プラス西尾市の広域で成年後見センターが設置できればいいと考えます。

みなさんには、3 年後から 5 年度の成年後見センターが完成したものを目指してほしい。

（3）成年後見センター視察について

尾張東部成年後見センターに視察にいきます。

1 時間程度でつくと思います。

質問することは、広域での利点等です。

「尾張東部成年後見センター」においては、別紙の資料を参照してください。

(会長 (けやきの会))

視察に対して、聞きたいことはありますか？

広域で実施するメリットについて、お聞きしたい。

先ほどでた質問内容がいいと思います。

かとれあ福祉ネットのご用意していただいたこの本は非常に素晴らしい。

尾張東部成年後見センターは啓発活動が非常に盛んであり、市民後見人の育成が非常に力点をおいています。

(民生・児童委員 (高齢者部会))

視察の日程については、書いてありますか？

(事務局)

市役所駐車場に午前 8 時 50 分集合を予定しています。

マイクロバスで行く予定です。

5. その他

今後の予定については、3月 20 日とありますが、卒業式等ありますので開催予定日は変更します。

成年後見人申立てセットを裁判所からとりよせていますので、みたい方は事務局にきてください。

以 上